

越前市障がい者計画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会設置
規則

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

規則第 2 6 号

改正 平成 2 5 年 3 月 1 2 日規則第 1 0 号

平成 2 6 年 3 月 2 8 日規則第 1 3 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 4 5 年法律第 8 4 号)第 1 1 条第 3 項の規定に基づく
障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 8 8 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画(以下
これらを「障がい者計画等」という。)の策定(改定を含む。以下同じ。)又は評
価(以下「策定等」という。)に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設
置条例(平成 2 4 年越前市条例第 2 号)第 2 条の規定に基づき越前市障がい者計
画等の策定等に関する越前市事業計画策定等委員会(以下「委員会」という。)
を設置する。

(平 2 5 規則 1 0 ・ 平 2 6 規則 1 3 ・ 一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、障がい者計画等の策定等に関する調査審議を行うものとす
る。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 越前市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平 2 6 規則 1 3 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、障がい者計画等の策定等にかかる調査審議の結果を市長
に報告した日までとする。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(委員会招集等の特例)

2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

附 則(平成25年3月12日規則第10号)抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。